

明海大学不動産学部

不動産の不思議

第250回

学生たちの視点と発見

【学生の視点】

街を歩くと隣地との間隔が狭い建物が多く見られる。いつもは特に気にはしないが、改修工事用の足場づくりに苦労するといふを見て、改めて違和感を見えた（写真）。

建物の後退距離は民法2334

条1項が、「建物を建築するには境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならぬ」と定める。日照や通風、災害時の安全を確保し、よい環境を守る趣旨である。これに反すると隣地から建築中止を求められることもある。



本多 嶋汰

不動産学部2年

良質な工事のために対策を

方、建築基準法は、陸屋根で庇のない鉄筋コンクリート造りは境界線に近づけても安全性に問題がないと考

えている。商業地域の防火地域内にある耐火建築物には建ぺい率制限が適用されないことも（建築基準法53条5項）、敷地いっぱいの建物が多い理由である。

建築基準法は敷地いっぱいの建築を認める一方、その工事をどう行うか規定しないことは不思議だ。敷地

建物の完成後は撤去が現実的ではないことから、損害賠償請求が認められる。建築基準法65条は、「防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものは、外壁を隣地境界線に接して設けることができる」と規定する。民法が、「長い庇（ひさし）」があり延焼の危険性もある伝統的な木造建築物を想定する

新築工事の際は使わせてもらう余裕があった隣地に敷地いっぱいの建物ができると、リフォーム工事が問題となる。外壁の塗装工事やシーリングなどの防水工事は外側からの工事が必要だ。職人の安全や良質な工

が、いずれも建物を適切に維持管理して長期に利用する、これから時代に反する。一般法の民法ではなく、特別法の建築基準法に外壁の維持管理を確実に行うための基準を明記すべきである。

【教員のコメント】

長屋のように壁面の位置と高さが揃つてした商業地の建築形態が変化している。境界線からの後退距離にもとづいて隣地の使用を請求することになるが、承諾を得られない場合に至るが、承諾を得られない場合も考えられる。工事を断念するか、改修工事を容易にする効果もある。



隣地との間隔が狭いと色々と問題が…